

平成十四年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律

(平成一六年二月一六日法律第三号)

一、提案理由(平成一六年一月二八日・衆議院財務金融委員会)

谷垣国務大臣 ただいま議題となりました平成十四年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律案及び農業共済再保険特別会計の農業勘定における平成十五年度の再保険金の支払財源の不足に充てるために行う積立金の歳入への繰入れに関する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

まず、平成十四年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律案につきまして御説明申し上げます。

今般、平成十五年度補正予算(第一号、特第一号及び機第一号)を提出し、御審議をお願いしておりますが、国債の発行を極力抑制するとの観点から、平成十四年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理についての特例を定める必要があり、本法律案を提出した次第であります。

財政法第六条第一項においては、各年度の歳入歳出の決算上の剰余金の二分の一を下らない金額を翌々年度までに公債または借入金の償還財源に充てなければならないこととされておりますが、平成十四年度の剰余金については、この規定は適用しないこととしております。

……………(略)……………

以上が、ただいま議題となりました二法案の提案の理由及びその内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

二、衆議院財務金融委員長報告(平成一六年一月三一日)

田野瀬良太郎君 ただいま議題となりました両案につきまして、財務金融委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

初めに、平成十四年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律案について申し上げます。

本案は、平成十五年度一般会計補正予算の編成に当たり、国債の発行を極力抑制するとの観点から、各年度の歳入歳出の決算上の剰余金の二分の一を下らない金額を、翌々年度までに公債または借入金の償還財源に充てなければならないと定めている財政法第六条第一項の規定は、平成十四年度の剰余金については適用しないこととするものであります。

……………(略)……………

両案は、去る一月二十六日当委員会に付託され、同月二十八日谷垣財務大臣から提案理由の説明を聴取した後、昨日、質疑を行い、質疑を終局いたしました。次いで、順次採決いたしましたところ、両案はいずれも原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院財政金融委員長報告（平成一六年二月九日）

平野貞夫君 ただいま議題となりました四法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

……………（略）……………

次に、平成十四年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律案は、十五年度の一般会計補正予算の編成に当たり、十四年度の一般会計歳入歳出の決算上の剰余金の処理について特例を講ずるものであります。

……………（略）……………

委員会におきましては、以上の二法律案を一括して議題とし、補正予算の歳出内容の妥当性、常態化した剰余金特例処理の是非、農業共済の財政基盤の安定と透明性の確保等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して池田幹幸委員より、剰余金処理特例法案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終了し、順次採決の結果、剰余金処理特例法案については多数をもって、農業共済再保険特会繰入れ特例法案については全会一致をもって、それぞれ原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。